

議案第四十六号

中央区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出します。

令和七年六月二十四日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区立公園条例の一部を改正する条例

中央区立公園条例（昭和三十三年六月中央区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の六第一項中「第四条第一項ただし書」の下に「（法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「第五項」を「第六項」に改め、同条第二項中「次項」を「第四項」に改め、「百分の十」の下に「（次項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。）」を加え、同条第五項中「、前三項」を「、第二項及び前二項」に、「及び前三項」を「又は第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び前二項」を「又は前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第五条の七第一項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第五条の二第一項に規定する公募対象公園施設である建築物（前項及び次項から第六項までに規定する建築物を除く。）を設ける場合は、公園の敷地面積の百分の十（前項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。）を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

公募対象公園施設を設ける場合における建蔽率の特例を追加するため、この条例案を提出します。